

保健

高齢者肺炎球菌の予防接種はお済みですか？

本年度対象の人の接種助成は3月で終了します。まだ接種を受けていない人は、急いで接種を受けてください。

▼対象者
本年度は次の生年月日の人で今まで一度も接種を受けたことのない人が助成の対象です。

年齢	生年月日
65歳	昭和27年4月2日～ 昭和28年4月1日
70歳	昭和22年4月2日～ 昭和23年4月1日
75歳	昭和17年4月2日～ 昭和18年4月1日
80歳	昭和12年4月2日～ 昭和13年4月1日
85歳	昭和7年4月2日～ 昭和8年4月1日
90歳	昭和2年4月2日～ 昭和3年4月1日
95歳	大正11年4月2日～ 大正12年4月1日
100歳	大正6年4月2日～ 大正7年4月1日

▼料金 無料

傷害保険

「もしも」の交通事故に備えましょう

平成30年度の町民交通傷害保険の受け付けが始まります。加入を希望する人は、この広報と一緒に配布されたパンフレットの中にある申込書に記入の上、保険料を添えてお申し込みください。詳しい内容はパンフレットをご覧ください。

▼対象者

猪苗代町に住居登録している人
および東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により避難している人で「届出避難場所証明書(避難先が猪苗代町であることの証明)」を受けられる人

▼受付開始日
3月15日(木)

▼保険料

▼助成期間 平成30年3月31日まで

▼予診票

町内の医療機関においてあります。町外の医療機関で接種を希望する人は、保健福祉課窓口にお越しください。

▼その他

助成を受けられるのは1人1回です。

▼問い合わせ先

保健福祉課 健康づくり係
☎(62) 21115

募集

平成30年度小学校英語指導助手募集

町教育総務課では、町内小学校の外国語教育活動において、担任教諭の英語指導補助を行う英語指導助手を募集します。

▼募集人員

英語指導助手(時間講師) 若干名

▼資格要件

心身ともに健康で、平成31年3月31日現在で満65歳以下の次のいずれかに該当する成人。

- ①中学校または高校において英語指導経験がある人。
- ②中学校または高校の英語科教

1人1口480円(2口まで加入できます)

▼保険期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

▼その他 加入の際、他保険の加入状況についての告知義務があります。

▼申込み・問い合わせ先 町民生活課 町民係
☎(62) 21114

就職支援

無料職業紹介事業

町内求職者の早期就職の支援のため、町では無料職業紹介所を設置しています。また、企業からの求人登録も受け付けています。

▼求職登録について

求職申込書を商工観光課へ提出してください。

▼求人登録について

求人申込書またはハローワークの求人票を商工観光課へ提出してください。求人条件は次のとおりです。
・町内から通勤が可能な範囲に就業場所があること
・求人内容が法令に違反しておらず、労働条件が一般的な求人 に比べて不適当でないこと

- 員免許を有する人。
 - ③海外(英語圏)に在任経験が3年以上ある人。
 - ④海外との取引業務などで英語を使用する職務経験が2年以上ある人。
 - ⑤英検準1級程度以上の英語力を有する人。
- ※なお、資格要件の詳細につきましては、教育総務課までお問い合わせください。

- ①勤務日時 月曜日から金曜日の授業日のうち、毎月11時間程度。
※日時は勤務校と調整のうえ決定することとなります。
- ②交通費の支給 なし
- ③講師謝礼 2,700円/1時間

▼勤務場所

町内小学校

▼勤務期間

平成30年4月3日から平成31年3月31日まで

▼応募手続き

町指定の履歴書に記入し、写真を貼り付けて、3月23日(金)までに教育総務課に提出してください。履歴書は教育総務課に備え付けてあります。

▼選考

面接試験により選考します。

▼問い合わせ先

▼様式等について 町ホームページからダウンロードするか、商工観光課へお越しください。

▼問い合わせ先 商工観光課 商工観光係
電話(62) 21117

求人情報は、町ホームページでご覧いただけます。

相談

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員が役所(国、県、市町村)や特殊法人(NTT、JRなど)の仕事についての相談に応じ、その解決のお手伝いをします。

定例相談会は毎月1回、第3水曜日に開催しています。お気軽にご相談ください。

▼開催日時

3月14日(水)、4月18日(水) 午後1時から午後3時まで

▼場所

町役場3階 日本間

▼その他

相談無料・秘密厳守
総務課 秘書広報係
☎(62) 21111

教育総務課 教育総務係
☎(62) 5677

互助会

町勤労者互助会の会員を募集

猪苗代町勤労者互助会は、町内の事業所で働く勤労者の皆さんの生活安定と労働福祉の向上、福利厚生増進などを図る組織です。月々700円の掛金で幅広い慶事に給付できる共済で、加入・請求手続きが簡単なのが特徴です。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

▼加入できる人

- ・町内の事業所に勤務する従業員および事業主
- ・町内居住者で、町外の事業所に勤務する人

※労働組合加入者・臨時職員・パートタイマー・その他これに準ずる人は加入できません。

▼新規加入対象年齢

15歳から70歳

▼主な共済内容

- ・給付金による福利厚生(結婚祝金、出生祝金、病傷見舞金、住宅災害金など)
- ・施設入場券の会員価格での販売

ここから下は広告欄です。お問い合わせは直接広告主をお願いします

舞台 **星の祭は涼風** 東北 TOUR 郡山公演

【日時】 3/17(土) 13:30 開演

【場所】 郡山市民文化センター中ホール

【料金】 全席指定 一般¥3,500 高校生以下¥2,000

東北地方の民話に多く登場する「風」をテーマに、宮沢賢治の「風の又三郎」をモチーフとして取り入れた TOHOKU Roots Project 第2回公演

【チケット取扱い】 ☎ 03-4541-0773 合同会社しゅつげん

猪苗代町出身 古川奈苗も出演

【脚本・演出】 小池竹見 【音楽】 立石一海
【出演】 真山明夫・小松彩夏ほか
【企画・制作】 東北ルーツプロジェクト
【問い合わせ先】 古川奈苗 ☎ 080-6535-7130

猪苗代町民の方限定プラン!!

大皿コース+飲み放題

通常価格 6,156円(税込)が **なんと5,200円** (税込)

日帰り宴会 夕帰りパーティー 祝賀会 ご近所なかよし会

この他にもお膳料理プランもございます。詳しくはお問い合わせください。

猪苗代志田浜温泉 湖畔の宿 **レイクサイド磐光** TEL.66-2711 耶麻郡猪苗代町大字壹揚字浜130-3

●自衛隊幹部候補生および予備自衛官補を募集します

採用種目	資格	受付期間	試験期日
幹部候補生(一般)	22歳以上26歳未満の者	3月1日(木)～5月1日(火)	5月12日(土)・13日(日)
幹部候補生(歯科・薬剤科)	専門の大卒(見込み含む)で20歳以上30歳未満の者		5月12日(土)
予備自衛官補(一般)	18歳以上34歳未満の者	4月6日(金)まで	4月14日(土)～18日(水)
予備自衛官補(技能)	18歳以上で国家免許資格などを有する者		※いずれか1日を指定します

【問い合わせ先】自衛隊 福島地方協力本部 会津若松出張所(会津若松市門田町大字黒岩字大坪 57-1) ☎(27) 6724

閲覧縦覧

固定資産課税台帳などの閲覧

平成30年度の固定資産課税台帳の閲覧を実施します。

▼閲覧期間

4月2日(月)～5月1日(火)
(ただし土・日・祝日は除きます)

▼閲覧時間

午前8時30分～午後5時15分

▼閲覧場所

町役場1階 税務課内

▼その他

- ①閲覧の際には本人確認のため身分証明書(運転免許証など)および印鑑(認印)が必要です。
- ②代理人(本人および同居の家族以外)の場合は、委任状と代理人の身分証明書(運転免許証など)をご持参ください。
- ③閲覧期間中は、固定資産課税台帳の閲覧や名寄帳の写し(コピー)の交付を無料で受けられます。

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を実施します

町内に土地または家屋を所有し固定資産税を納税している人

は、それぞれ町内の他の土地や家屋の価格などについて、土地価格等縦覧帳簿や家屋価格等縦覧帳簿で縦覧することができ、す(ただし、個人情報保護のため所有者名、納税義務者名は記載しておりません)。

▼縦覧期間、時間、場所

課税台帳の閲覧と同じ

▼縦覧できる人

町内に所有する土地または家屋がある納税者

▼その他

- ①縦覧の際には本人確認のため身分証明書(運転免許証など)および印鑑(認印)が必要です。
- ②縦覧を希望する土地・家屋の所在地番が必要(所有者名、納税義務者名による申し込みはできません)。
- ③縦覧帳簿のコピーなどの交付はできませんので、あらかじめご了承ください。

▼問い合わせ先

税務課 賦課係
☎(62) 2 1 1 3

検査

特定計量器(はかり)定期検査のお知らせ

今年、特定計量器定期検査

▼問い合わせ先

税務課 収納係
☎(62) 2 1 1 3

消防

「消防団応援の店」登録店舗募集

町では、店舗ごとに設定する割引や優待サービスを提供いただくことで消防団員やその家族を応援する「消防団応援の店」の登録店舗を募集しており、平成30年2月23日現在で、22店舗に登録いただきました。登録店舗には表示証を交付しています。登録店舗は随時募集していますので、事業者の皆さんのご協力をお願いします。

▼問い合わせ先

総務課 行政管理係
☎(62) 2 1 1 1



「猪苗代町消防団応援の店」の表示証が登録店舗の目印です

◆猪苗代町消防団応援の店登録店舗一覧(平成30年2月23日現在)

地区	事業所の名称	電話番号
翁島	世界のガラス館 猪苗代店	63(0100)
翁島	猪苗代地ビール館	63(2177)
猪苗代	やまき屋	62(3554)
猪苗代	パナレイク	62(4881)
千里	星自動車	62(3750)
猪苗代	御もてなしの宿悠ゆ亭	63(1900)
猪苗代	田原商店	62(3321)
猪苗代	静楓亭	62(5600)
猪苗代	ペンション見鳥	64(3373)
猪苗代	焼き肉とんがらし	62(2735)
猪苗代	渡部産業	62(2166)

地区	事業所の名称	電話番号
翁島	グランドサンピア猪苗代リゾートホテル&スキー場	65(2131)
猪苗代	鮎待夢	62(3953)
千里	あまの食堂	62(2064)
猪苗代	民宿雪見荘	62(2573)
翁島	磐梯南ヶ丘牧場	65(2707)
千里	万平	62(3022)
長瀬	ホテルリステル猪苗代	66(2233)
吾妻	ミニショップさかえ	64(3127)
翁島	ドライブイン相津	65(2708)
長瀬	五十嵐石材	66(2608)
吾妻	渡部設計事務所	85(7168)

の実施年です。

商店、工場、宅配便、事業所および官公庁などで取引や証明に使用する「はかり」は、計量法により2年に1回の定期検査が義務付けられています。(検査には手数料がかかります)。

前回検査を受けた事業者・管理者には、事前に町から連絡します。新たに検査が必要な人は3月15日(木)までに商工観光課に連絡をお願いします。

▼対象者

取引または証明のために「はかり」を使用している人

▼実施時期

○所在場所検査(計量器の設置場所に県計量協会が出向く検査) 5月7日～6月上旬(予定)

○集合検査(町の指定された場所で行う検査) 6月5日～6日(予定)

▼問い合わせ先

商工観光課 商工観光係
☎(62) 2 1 1 7

相談

人権擁護・行政相談委員会合同相談会

町では、次の日程で人権擁護

委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。人権問題や法律について、この機会にぜひご相談ください。

▼開催日時

4月6日(金) 午前10時から午後3時

▼場所

町役場3階 第4委員会室

▼その他

相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報係
☎(62) 2 1 1 1

展示

「税に関する習字」を展示します

町納税貯蓄組合連合会では、毎年、町内の小学校3年生から6年生までの皆さんに、税についての正しい知識と関心を持ってもらうために、「税に関する習字」コンクールを開催しています。

今年、合計230点の作品が寄せられ、厳正な審査の結果、各学年から特選2点、準特選4点、佳作6点が選ばれました。

入選作品につきましては、3月23日(金)まで町役場町民ホールに展示していますので、ぜひご覧ください。

家の中の思わぬ危険 乳幼児のやけど事故にご注意ください



寝返りからハイハイ、つかまり立ちへ。子どもは、1歳から2歳のうちにどんどん心身が発達し、動き回る範囲が広がります。それに伴い、思わぬ事故の危険も増えていきます。家の中で発生しやすい「子どものやけど事故」にご注意ください。

【事例1】
炊飯器の蒸気に触れてやけど



保護者が炊飯器でご飯を炊いていたところ、横に立っていた子どもが炊飯器から出ている熱い蒸気に触り、額と指にやけどを負った。

【事例2】
電気ケトルを倒しこぼれた熱湯でやけど



テーブルに置いた電気ケトルのコードを子どもが引っ張ったためケトルが転倒し、こぼれたお湯を浴び、子どもが手、指、腕から背中にかけてやけどを負った。

【事例3】
使用中の熱いアイロンに触れてやけど



子どもが使用中の熱いアイロンに触れたり、アイロンのコードを引っ張って倒れた本体やこぼれた熱湯に触れたりしてやけどを負った。

家の中でのやけどの事故を防ぐためのポイント(一例)

- ①炊飯器、電気ケトル、電気ポットなど
 - ・乳幼児が触れない場所で使う
 - ・転倒しても中身がこぼれにくい製品を使う
 - ・電源コードや本体の置き場所に注意する
- ②グリル付きコンロ
 - ・グリルの使用中は、子どもを近づけないようにする。グリルの使用後も十分に冷めるまで子どもを近づけないようにする。
- ③アイロン
 - ・アイロンを使用する際には、子どもを近づかせない。

平成28年度 町有施設の温室効果 ガス（二酸化炭素） 排出量を公表します

企画財務課 企画調整係 ☎(62)2112

町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により、市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画として、平成28年4月より「第2次猪苗代町地球温暖化対策実行計画」(以下「実行計画」という。)を施行しました。

「実行計画」では、平成26年度を基準年度とし、計画期間の最終年度である平成31年度の二酸化炭素排出量を基準年度と比較して3.8%削減することを目標としています。

【対象施設】

役場庁舎・水防センター・地域農業活性化センター・農村環境改善センター・優良堆肥製造施設・水道施設・下水道施設・小学校・中学校・保育所・こども園・体験交流館・図書歴史情報館・むかし体験館・地域福祉交流センター
※総合体育館など指定管理者制度により外部委託している町有施設は対象外としています。指定管理者には可能な限り「実行計画」の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請しています。

種類別の使用量と二酸化炭素排出量

種類	H26 使用量	H28 使用量	H26 排出量 (kg-CO ₂)	H28 排出量 (kg-CO ₂)	輩出量 比較 (%)
ガソリン	36,567 ℓ	36,133 ℓ	84,895	83,889	△ 1.19
灯油	167,469 ℓ	163,120 ℓ	416,911	406,085	△ 2.60
軽油	142,615 ℓ	99,537 ℓ	368,659	257,299	△ 30.21
A重油	2,000 ℓ	0 ℓ	5,419	0	△ 100.00
液化石油ガス (LPG)	7,411 kg	6,500 kg	22,225	19,493	△ 12.29
電気使用量	3,875,832 kwh	3,981,136 kwh	2,151,088	2,209,530	2.72
合計			3,049,197	2,976,296	△ 2.39

種類別の二酸化炭素排出量増減の主な要因

種類	増減率 (%)	主な要因
ガソリン	△ 1.19	エコドライブ推進による使用減
灯油	△ 2.60	小中学校での使用減
軽油	△ 30.21	除雪車での使用減
A重油	△ 100.00	地中熱ヒートポンプ冷暖房システムによる使用減
液化石油ガス (LPG)	△ 12.29	保育所・こども園での使用減
電気使用量	2.72	「ひまわりこども園」の開園および「地域福祉交流センター」の開業による使用増

基準年より二酸化炭素排出量の合計が減少した主な原因は、暖冬により小中学校での灯油使用量が減少したことや、降雪量減少により除雪車の稼働が少なかったことが挙げられます。一方で、ひまわりこども園の開園および地域福祉交流センターの開業により、電気使用量が増加しました。

今後も各施設において、照明、空調などの適正な管理や公用車エコドライブの推進、再生可能エネルギーの導入などに取り組み、目標達成に向け実行計画の推進に努めます。